

公 示

平成30年2月定期海技士国家試験(航海・機関)の総合合格者を下記のとおり公示する。

平成30年 3月16日

内閣府沖縄総合事務局長



記

(航海)

種 別	受 験 番 号
一 級 海 技 士 (航 海)	1004、1012 以上2名
二 級 海 技 士 (航 海)	1103、1119、1120 以上3名
三 級 海 技 士 (航 海)	1302、1313、1335、1341 以上4名
四 級 海 技 士 (航 海)	1502、1530、1537、1538、1539、1540、1541、1542、1543、1544 以上10名
五 級 海 技 士 (航 海)	1701、1702、1703、1706、1709、1710、1711、1712、1713、1714、1715、1716、1717、1802 以上14名

(機関)

種 別	受 験 番 号
一 級 海 技 士 (機 関)	該当者なし
二 級 海 技 士 (機 関)	1102、1103 以上2名
内燃機関二級海技士(機関)	該当者なし
三 級 海 技 士 (機 関)	1323、1324 以上2名
内燃機関三級海技士(機関)	3308、3317、3319 以上3名
四 級 海 技 士 (機 関)	1501、1503、1505 以上3名
内燃機関四級海技士(機関)	3502、3504、3505、3506 以上4名
内燃機関五級海技士(機関)	3703、3704、3706、3707、3708、3711、3712、3714、3715 以上9名

※五級海技士(機関)は口述試験受験者がいなかったため、総合合格者はなし。

- (注) 1. 試験合格者は1年以内に海技免許申請をしなければ無効となるので留意されたい。
(船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条第3項)
2. 試験合格者は海技免許の申請に先立って海技免許講習を受講しなければならない。
(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第3条の2)
3. 詳細については、沖縄総合事務局運輸部船舶船員課海技資格係まで問い合わせること。
(TEL:098-866-0031 内線85327)